

ギャンブル教育のすすめ

川田泰之（早稲田大学高等学院）

カジノ開設が近づく中、2018年7月6日、ギャンブル等依存症対策基本法が成立した。同法14条は、「国及び地方公共団体は……家庭、学校、職場、地域その他の様々な場における……ギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする」と規定しているから、中学校、高等学校においても、ギャンブルに関する実効性のあるリスク教育を展開することが望ましい。特に、議論が制度のあり方にまで及ぶならば、公民科教育の方法論を活用する余地が大いにある。

しかし、例えば啓発のためのパンフレットを配付するなどの方法は、必ずしも有効なギャンブル教育とならない(即座に屑籠へと投擲される可能性が高い)。そこで、専門家による講演の後に、いくつかのギャンブル教育のサンプルを提示して、有効であると思われるギャンブル教育を、生徒に考えさせた。ギャンブル教育の授業内容を考えることが、ギャンブル教育となるのではないか、という意図である。ここには、能動的な学習というだけでなく、伝える側の目線でギャンブルについて考察することによって、諸問題を客観的に、あるいは相対化してから分析する能力を涵養するというねらいもあった。

効果を測定するために、以上を実施する前後にアンケート調査を行った。対象人数が少ないため一般化できないが、ギャンブルに対する志向性が強い者、およびギャンブルのリスクに関する意識が低い者については、前者を弱め後者を高める効果が認められた。そうでない者についても、一定の収穫はあったと思われる。